

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の
上限の緩和に伴う認定又は承認要件の見直しについて

平素より厚生労働行政の推進に当たりご尽力を頂き、御礼申し上げます。

令和 8 年度税制改正の大綱（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に係る認定又は承認の要件のうち、自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準（1 点 10 円）により計算されることの要件（以下「診療費の上限」という。）に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者（以下「訪日外国人患者」という。）に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところです。

これを受け、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について」（令和 8 年医政発 0331 第 30 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

なお、上記のとおり診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、認定医療法人及び特定医療法人における制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、特に注意することが必要です。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」

(平成 15 年医政指発第 1009001 号)

別添 1

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号) 別添 2

第 2 施行期日等

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。